



令和3年11月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案5件を提出予定です。

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p>工科短期大学校条例の一部を改正する条例案</p> <p>社会経済環境の変化を踏まえ、更なる高度な技能及びこれに関する知識を有する人材の育成を行うため、カリキュラムの充実を図るとともに、専門課程の学科名を改正します。</p> <p>(令和4年4月1日から施行)</p> <p>産業人材育成課 026-235-7328 (FAX) E-mail: jinzai@pref.nagano.lg.jp</p>
2	<p>都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域のうち開発許可等を行うことができる区域から災害危険区域等を除外するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(令和4年4月1日から施行)</p> <p>都市・まちづくり課 026-252-7315 (FAX) E-mail: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp</p>

3

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、次のとおり改正します。

- (1) 長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直しに伴い、当該認定の審査手数料の額を改定するほか、所要の改正を行います。

(主な手数料)

区 分		改定額		現行額		改定率 (%)
		単 位	金 額	単 位	金 額	
長期優良住宅 建築等 計画の 認定	一戸建て の住宅	戸	17,000円 ～73,000円	戸	15,000円 ～67,000円	△11.5 ～13.6
	共同住宅等	棟	28,000円 ～4,166,000円	戸	2,000円 ～31,000円	—
長期優良住宅 建築等 計画の 変更の 認定	一戸建て の住宅	戸	2,000円 ～30,000円	戸	2,000円 ～24,000円	△33.3 ～300.0
	共同住宅等	棟	11,000円 ～2,114,000円	戸	1,000円 ～11,000円	—

- (2) 長期優良住宅の容積率緩和の特例制度が創設されたことに伴い、当該特例制度に関する許可の審査手数料の額を1件につき160,000円と定めます。

(令和4年2月20日から施行)

建築住宅課 026-235-7479 (FAX) E-mail: kenchiku@pref.nagano.lg.jp

4

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案

悪質な迷惑行為を防止するため、盗撮等に係る規制場所の限定の撤廃及び規制行為の拡大並びに嫌がらせ行為に係る規制の追加を行うとともに、題名を「長野県迷惑行為等防止条例」に改正します。

(令和4年2月1日から施行)

生活安全企画課

026-233-0108 (FAX) E-mail: police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp

5

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、クロスボウの所持の許可等の事務に係る手数料を新設するほか、所要の改正を行います。

(主な手数料)

区 分		金 額
銃砲等又は刀剣類所持許可手数料	初めてのクロスボウの所持許可	10,500円
	現に所持許可を受けている者に対する新たなクロスボウの所持許可(併記所持)	6,800円
更新手数料(クロスボウ所持の許可の更新)	新たな許可証の交付を伴う場合	7,200円
	新たな許可証の交付を伴わない場合	6,800円
クロスボウ講習手数料	経験者講習	3,000円
	初心者講習	6,900円
クロスボウ射撃資格認定手数料		9,300円

(令和4年3月15日から施行)

生活安全企画課

026-233-0108 (FAX) E-mail: police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

総務部情報公開・法務課法務係
 (課長) 重野 靖 (担当) 片桐 栄子
 電 話 026-235-7057 (直通)
 026-232-0111 (代表) 内線 2287
 F A X 026-235-7370
 E-mail kokai@pref.nagano.lg.jp

令和 3 年 11 月 県 議 会 定 例 会 提 出 予 定 条 例 案 (参 考 資 料)

- < 1 > 工科短期大学校条例の一部を改正する条例案・・・・・・・・・・ 1 ページ

- < 2 > 都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正
する条例案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ

- < 3 > 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案・・・・・・・・・・ 3 ページ

- < 4 > 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
の一部を改正する条例案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ

- < 5 > 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例
案・・ 5 ページ

< 1 >

工科短期大学校条例の一部を改正する条例案について

産業人材育成課

1 改正の理由及び内容

社会経済環境の変化を踏まえ、更なる高度な技能及びこれに関する知識を有する人材の育成を行うため、カリキュラムの充実を図るとともに、専門課程の学科名を改正する。

区分	学科	
	改正後	改正前
長野県工科短期大学校	機械システム学科	生産技術科
	システム制御学科	制御技術科
	情報エレクトロニクス学科	電子技術科
	知能情報システム学科	情報技術科
長野県南信工科短期大学校	機械システム学科	機械・生産技術科
	電気システム学科	電気・制御技術科

2 施行期日

令和4年4月1日

< 2 >

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する 条例案について

都市・まちづくり課

1 改正の理由及び内容

都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域（※1）のうち開発許可等を行うことができる区域から災害危険区域等を除外するほか、所要の改正を行う。

※1 市街化を抑制すべき区域として、開発行為及び建築物の建築等が制限されている地域

（開発許可等を行うことができる区域）

原則として次の表の区域を含まない土地の区域のうち条例で指定する区域

改正後	改正前
(1) 災害危険区域 (2) 地すべり防止区域 (3) 急傾斜地崩壊危険区域 (4) 土砂災害警戒区域 (5) 浸水想定区域 (6) 都市計画法施行令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域	都市計画法施行令第8条第1項第2号の口から二までに掲げる土地の区域（※2）

※2 溢水、^{いっ}湛水、^{たん}津波、高潮等による災害のおそれのある土地の区域

2 施行期日

令和4年4月1日

<3>

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

建築住宅課

1 改正の理由及び内容

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、次のとおり改正する。

- (1) 長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直しに伴い、当該認定の審査手数料の額を改定するほか、所要の改正を行う。

(主な手数料)

区 分		改定額		現行額		改定率 (%)
		単位	金額	単位	金額	
長期優良住宅建築等計画の認定	一戸建ての住宅	戸	17,000円 ～73,000円	戸	15,000円 ～67,000円	△11.5 ～13.6
	共同住宅等	棟	28,000円 ～4,166,000円	戸	2,000円 ～31,000円	—
長期優良住宅建築等計画の変更の認定	一戸建ての住宅	戸	2,000円 ～30,000円	戸	2,000円 ～24,000円	△33.3 ～300.0
	共同住宅等	棟	11,000円 ～2,114,000円	戸	1,000円 ～11,000円	—

- (2) 長期優良住宅の容積率緩和の特例制度が創設されたことに伴い、当該特例制度に関する許可の審査手数料の額を1件につき160,000円と定める。

2 施行期日

令和4年2月20日

< 4 >

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案について

生活安全企画課

1 改正の理由及び内容

悪質な迷惑行為を防止するため、盗撮等に係る規制場所の限定の撤廃及び規制行為の拡大並びに嫌がらせ行為に係る規制の追加を行うとともに、題名を「長野県迷惑行為等防止条例」に改正する。

(1) 盗撮等に係る規制場所の限定の撤廃及び規制行為の拡大

ア 規制場所の限定の撤廃

衣服等で覆われている他人の身体又は下着を対象として行われる盗撮等の規制場所の限定を撤廃し、県内全ての場所で規制する。

〔現行：公共の場所又は乗物での行為のみ規制〕

イ 規制する盗撮等の類型の追加

住居、浴場、更衣場、便所等人が通常衣服の全部又は一部を付けないでいるような場所にいる人を狙った盗撮等を新たに規制する。

〔現行：全裸・半裸の人を対象として行われる盗撮等は規制対象外（軽犯罪法では規制されているが、罰則は、拘留又は科料のみ）〕

ウ 規制する盗撮準備行為の追加

盗撮目的で撮影機器を設置する行為や撮影機器を向ける行為を新たに規制する。

〔現行：身体や下着が映っていない場合は規制対象外（公共の場所等で行う行為は規制対象）〕

※1 罰則規定：いずれも6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2) 嫌がらせ行為に係る規制の追加

正当な理由がなく、専ら、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情又は自己の性的欲求を充足する目的で、当該特定の者等に対し、下記の①から⑧までの行為を反復して行うことを「嫌がらせ行為」として、新たに規制する。

①つきまとい、待ち伏せ等 ②行動監視通告 ③面会等義務なき要求 ④粗野・乱暴な言動
⑤無言電話、連続電話等 ⑥汚物等の送付 ⑦名誉の侵害 ⑧性的羞恥心の侵害

〈これらは、ストーカー規制法で規制されている行為と同じ。（同法は、恋愛感情が発端のもののみ規制している。）〉

※2 罰則規定：いずれも6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

(3) 題名の改正

題名を「長野県迷惑行為等防止条例」に変更する。

2 施行期日

令和4年2月1日

< 5 >

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

生活安全企画課

1 改正の理由及び内容

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、クロスボウの所持の許可等の事務に係る手数料を新設するほか、所要の改正を行う。

(主な手数料)

区 分		金 額	
① 銃砲等又は刀剣類所持許可手数料	初めてのクロスボウの所持許可	1本	10,500円
		1本増えるごとに	6,700円
	現に所持許可を受けている者に対する新たなクロスボウの所持許可(併記所持)	1本	6,800円
		1本増えるごとに	4,300円
②更新手数料(クロスボウ所持の許可の更新)	新たな許可証の交付を伴う場合	1本	7,200円
		1本増えるごとに	4,800円
	新たな許可証の交付を伴わない場合	1本	6,800円
		1本増えるごとに	4,400円
③クロスボウ講習手数料	経験者講習	3,000円	
	初心者講習	6,900円	
④クロスボウ射撃資格認定手数料	指導員1人	9,300円	
	1人増えるごとに	5,600円	

2 施行期日

令和4年3月15日